

事務連絡

平成 31 年 2 月 1 日

都道府県・指定都市
消費者行政担当課 御中

消費者庁消費者政策課

ギャンブル等依存症に関する啓発用資料のサンプルについて

日頃から、消費者行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ギャンブル等依存症対策につきましては、ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号。以下「法」という。）に基づき、必要な施策の推進が図られることとなっておりますところ、法第 14 条において、「国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずる」こととされていることを踏まえ、知識の普及を不断に図っていくことが重要となっております。

今般、その一環として、消費者庁においては、内閣官房、金融庁、法務省及び厚生労働省と共同で、地方公共団体における啓発用資料作成のサンプルを作成しました（別添）。

各都道府県・指定都市の消費者行政担当課においては、役所内の関係部門（保健福祉担当部局、貸金業担当部局、公営競技運営担当部局、依存症教育推進担当部局等）との連携・調整はもとより、国の地方支分部局（財務（支）局等）、関係する民間団体（自助グループ、弁護士会など）等と連携・調整し、各地域の状況に即した啓発資料を整理の上で、法第 10 条のギャンブル等依存症問題啓発週間のほか、成人式、都道府県民の日における関連イベントなど、多様な機会を捉えて、周知啓発を実施していただけるよう、よろしくお願いいたします。

【問合せ先】

消費者庁消費者政策課 澤野

電話 03-3507-9197（直通）

FAX 03-3507-7557

周りに嘘をついてギャンブル等をしていませんか!?

- **ギャンブル等依存症**はご本人や周囲の方に深刻な影響を及ぼします -

ギャンブル等をしてみようと思っている人や ギャンブル等をしている人が気を付けるべきポイント

- I. 法令で定められた年齢に達していない人がギャンブル等
をすることは認められていません。
- II. 仕事がうまくいかないストレス、**ビギナーズラック**など、
誰にでもあるようなちょっとしたきっかけで、**ギャンブル
等依存症**になってしまう可能性があります。
- III. ギャンブル等依存症になってしまうと、**借金をするのは
問題だと分かっているにもかかわらず**になってしまいます。

周囲の方が気を付けるべきポイント

- I. **借金の肩代わりは禁物**です。ご本人が立ち直る
きっかけを奪ってしまいます。
- II. ご本人の状況に振り回され、**周囲の方も不健康な
思考に陥ることのないよう**にしましょう。



【心配ごとがある場合のご相談先】

★医療関係の相談機関の連絡先はこちら。

- ●●県精神保健福祉センター ○○-○○○○-○○○○
- ▲▲病院 ○○-○○○○-○○○○



★借金の問題の相談機関の連絡先はこちら。

- 消費者ホットライン 188 (局番なしの3桁)
- ●●財務事務所 ○○-○○○○-○○○○
- 法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 おなやみなし
(平日9時~21時、土曜日9時~17時。祝日・年末年始を除く。)



★自助グループの連絡先はこちら。

- GA●● (ギャンブラーズアノニマス) 《ご本人向け》 ○○-○○○○-○○○○
- ギャマノン●● 《ご家族向け》 ○○-○○○○-○○○○

※ 地域において相互に連携している組織などを記載してください。
※ 公営競技の関係機関で設けている相談窓口、ギャンブル等依存症関連の啓発をしている機関などを記載することも考えられます。
※ 地方公共団体の広報誌でPRしていただく等の方法を選択することも考えられます。

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 31 日

各財務（支）局、沖縄総合事務局
多重債務相談業務担当課（室）
都道府県
多重債務者相談担当課
消費生活相談担当課 御中

消費者庁消費者政策課
金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談
への対応に際してのマニュアルについて

平素から、消費生活センター等を含む多重債務者相談窓口においては、多重債務者相談への対応に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消費者庁及び金融庁においては、関係省庁等の協力を得て、平成 30 年 10 月に施行されたギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号）等を踏まえ、平成 31 年 3 月に、「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」を見直し、再度発出したところです。

この度、平成 31 年 4 月に閣議決定されたギャンブル等依存症対策基本法第 12 条第 1 項に規定するギャンブル等依存症対策推進基本計画等を踏まえ、更なる内容の充実を図りましたので、改めて送付いたします。本マニュアル及び関係機関の連絡先一覧等（別添 2 及び別添 3）を御活用いただくとともに、地方公共団体の保健・医療担当部局を始め、関係機関相互の連携を確保しながら、相談対応に従事していただけるようよろしくお願いいたします（なお、今後、関係機関の連絡先等については、消費者庁ウェブサイト（※）において、更新情報を随時把握できるようにいたします。それに伴い、別添 2 の更新に係る情報の共有については、同ウェブサイトにおける更新を行った旨、メール等によって連絡することをもち、事務連絡文書の発出に代えさせていただきます。）。

※ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/

また、関係資料（①消費者向けの注意喚起・普及啓発用の資料（別添 3。消費者庁を中心に関係省庁等が連携して作成。）、②青少年向けの啓発用資料及び御家族向けの啓発用資料（別添 4-1 及び別添 4-2。消費者庁を中心に関係省庁等が連携して作成。）、③依存症の理解を深めるためのリーフレット（別添 5。厚生労働省において作成。））についても

併せて添付しているほか、マニュアルの付録として、やり取りのイメージ例を添付いたします。これらも適切に御活用いただけるようお願いいたします。

なお、都道府県の担当課においては、管下の市町村（政令指定都市を含む。）に対し、本件を周知いただくとともに、連絡先の共有等を図っていただくよう併せてお願いいたします。

また、「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルについて」（平成31年3月8日付け金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室及び消費者庁消費者政策課から各財務（支）局、沖縄総合事務局多重債務相談業務担当課（室）並びに都道府県多重債務者相談担当課及び消費生活相談担当課宛て）は、令和2年3月30日限り廃止します。

《資料の内訳》

- ・ 対応マニュアル本体
- ・ （別添1）これまでのギャンブル等依存症対策の経過
- ・ （別添2）関係機関の連絡先一覧（①各地域の財務局等、②都道府県・指定都市の消費生活センター等、③都道府県・指定都市における精神保健福祉センター）
 - ※ 都道府県の多重債務相談担当課及び貸金業担当課、全国の消費生活センター等（上記のものを除く。）並びに各地域の保健所については、以下のリンクを御確認ください。
 - ・ <https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/index.html#madoguchi>
 - ・ <http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>
 - ・ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/index.html
- ・ （別添3）ギャンブル等依存症が疑われる方、そして御家族の皆様へ（平成30年3月30日付けで公表、平成31年3月8日付け及び令和2年3月31日付けで更新）
- ・ （別添4-1）「のめり込み」にはくれぐれも御注意を（平成30年11月16日付けで公表したものを見直し、令和2年3月31日付けで公表）
- ・ （別添4-2）御家族の皆様も、的確な対応のために必要な環境へとつながることが必要です。（令和2年3月31日付けで公表）
- ・ （別添5）依存症の理解を深めるためのリーフレット（わかっているのにやめられない ～それって依存症かも～）（平成30年3月7日付けで公表）
- ・ （別添6）ギャンブル等依存症対策推進基本計画に位置付けられている「包括的な連携協力体制」の構築に係る協力について（依頼）（令和元年9

月 19 日付け金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室及び消費者庁
消費者政策課から各財務（支）局、沖縄総合事務局多重債務相談業務
担当課（室）並びに都道府県多重債務者相談担当課及び消費生活相談
担当課宛て）

【問合せ先】

- ・消費者庁消費者政策課

電 話 03-3507-8800 (内 2206)

- ・金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

電 話 03-3506-6000 (内 3576)